

平成 19 年 6 月 7 日

於：国土交通省 6 階 618 會議室

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会
第 10 回都市計画部會議事録

国土交通省

社会資本整備審議会第10回都市計画部会

1. 日 時 平成19年6月7日(木) 15:30～17:30

2. 場 所 国土交通省6階 618会議室

3. 出席者(敬称略)

〈委員〉

青山侑、浅見泰司、上村多恵子、金本良嗣、黒川洸、小浦久子、越澤明、櫻井敬子、
西谷剛、マリクリスティーヌ、三井康壽

〈臨時委員〉

大橋洋一、岸井隆幸、小出治、高橋光壽、中村検裕、中村裕

〈専門委員〉

山内弘隆

〈国土交通省〉

都市・地域整備局長ほか

4. 議 事

(1) 都市計画部会長の互選、部会長代理の指名

(2) 都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会及び下水道小委員会からの報告

5. 議事概要

(1) 都市計画部会長の互選、部会長代理の指名

・委員により、金本良嗣委員が部会長に互選され、部会長により、青山侑委員が部会長代理に指名された。

(2) 都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会及び下水道小委員会からの報告

・都市交通・市街地整備小委員長、公園緑地小委員長及び下水道小委員長代理から検討結果の報告があり、部会として了承された。

開 会

○事務局 お時間になりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。第10回目の都市計画部会を開催させていただきます。本日おくれていらっしゃる委員の方もいらっしゃいますが、現在16名お集まりいただいております。定足数を満たしております。

初めに、事務的な話でございますが、委員の異動につきましてご説明いたします。委員の任期は2年となっております。2月の末に任期が一応参りましたので、各委員におかれましては引き続き委員になっていただくということで、延長の手続をさせていただきました。それから、新たに浅見委員がご就任になりましたのでご紹介します。

○浅見委員 浅見です。

○事務局 資料でございますが、お手元に6種類配付してございますので、足りない場合にはお申し出いただければと思います。

それから、発言の際にはスイッチオンを押していただきまして、終わりましたら、切っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(1) 都市計画部会長の互選、部会長代理の指名

○事務局 この都市計画部会は約1年ぶりでございますけれども、委員の改選に伴いまして、委員長を選ぶことが必要でございます。委員長の選につきましては、委員の方の互選ということになっております。どなたかご推薦をいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○A委員 ご提案申し上げたいと思いますが、私としましては、社会資本整備審議会の計画部会長をしておられまして、また、知見もすぐれておられ、ご経験も豊富な金本先生にお願いしたらよろしいんじゃないかと思っておりますので、ご提案申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

金本委員のご推薦がございましたけれども、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、金本委員は部会長席にお移りいただきたいと思っております。

○部会長 私が適任とはどうも思えないんですが、ご指名でございますので、ひとつやらさせていただきます。座って、始めさせていただきます。

○事務局 それでは、以下の進行をよろしくお願いいたします。

(2) 都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会及び下水道小委員会からの報告

○部会長 はい。まず、社会資本審議会令によりますと、部会長が部会長代理を指名するという事になってございます。今回は私から、部会長代理として、青山委員にお引き受けいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。各小委員会から報告をいただくということになっておりますが、平成17年6月30日に国土交通大臣から「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」について諮問をいただきました。その中には5つの諮問事項がございます。お手元の資料にあるかと思いますが、このうち、持続可能な都市を構築するための都市生活インフラの整備の促進方策につきましては、当部会に3つの小委員会を設置して、ご議論をいただてきました。このたび、各小委員会の検討結果がまとまったということでございます。このたび、各小委員会からご報告をいただくということになります。

まず、都市交通・市街地整備小委員長から、そちらのほうのご報告をいただけると思ます。よろしく願いいたします。

○都市交通・市街地整備小委員長 はい。ご報告いたしますが、最初に資料1のクリップを外していただいて、2枚目の資料1-1ということで、審議経緯で、18年3月16日に第1回を開いて、以降、今年の5月22日まで11回の審議と、それから、この小委員会は3回、現地視察でいろいろな地方を見て、そこでのいろいろなことを見学して、意見交換をしてみりました。

その結果、お手元の参考資料の1-1という、1枚っぺらがございますのでそれを見ていただきますと、今回の報告書の全体構成が1章から7章という形で、1章、2章、3章というのは、社会経済情勢の変化だとか、都市交通の現状と課題、市街地の現状と課題ということとあります。我々としては、一番大きな方向としては、第4章で、集約型の都市構造へ変換していかなければいけないということが大きな指摘です。

その中で、4章の中としては、いろいろな意味で総力戦で当たらないと、一部の制度だけで何とかするというわけにはいかないということと、その中で、都市交通施策と市街地整備はどうしたらいいんだろうかということと、一つは都市構造に向けたところで、公共交通を都市交通としてはもう少し主力にした構造にしていきたいということで、5章、6章でそれぞれ、都市交通と市街地整備のあり方についての議論をしました。第7章でそれらを総合して、今後に取り組むべき課題として、まだ残されている課題があるので、こんな形で全体

の報告をまとめました。

あと、詳細については、事務方のほうから報告させていただきます。よろしくお願ひします。

○部会長　それでは、よろしくお願ひいたします。

○事務局　参考資料の1-2をごらんいただきたいと思います。表紙をはぐっていただきますと、最初に、現在の社会経済情勢の変化と課題がございます。項目のみ申し上げますが、少子・超高齢社会の到来、環境負荷の高まり、中心市街地の衰退、さらにはこういったことが都市財政を圧迫する状況になっている。それから、交通の面で見れば、公共交通の地位の低下がある。構造的に見ると、モータリゼーション・スパイラルというふうに書いてありますが、郊外立地が自動車需要を生み、それにあわせて、道路整備が必要になり、またそれが、立地と自動車利用をうながすということが、今回問題になるような拡散型の都市を生んできたのではないかという問題意識でございます。

1枚はぐっていただいて、3ページです。したがって、拡散型から集約型の都市構造に再編する必要があるということで、それを少しビジュアルに表現するとどういうことかというのがこのイメージ図でございます。かつての都市の姿は、左上にありますような、中心に高い山があって、幾つかの集落があって、それを公共交通が結んでいるという姿。それが、都市化が進むときに、今お話し申し上げたように、モータリゼーション・スパイラルで、自動車利用を前提にした、公共交通が必ずしも十分でないところにも市街地が広がり、かつ、かなり希薄に広がってきた。これから、少子高齢社会を迎える中で、何もしないと、右下のように、その都市の構造が変わらないまま薄くなるということで、これでは都市がもたない、いろいろな問題を生むということでございます。今回、都市構造を再編して、右上にあるように、かつてのようなどころまで集約はしていないけれども、公共交通にできるだけ沿ったようなどころにもう一度集積をしていくことが必要ではないかというイメージでございます。

それを言葉で具体的にまとめていただいたのが4ページの上の(1)都市像というところでありまして、集約拠点というものを都市の中につくって、それを公共交通が連絡をする。そこに都市のいろいろなところからアクセスをしやすくする。集約拠点の中ではいろいろな機能を集めて、歩いて暮らせるような環境をつくる。それから、その他の地域については、市街化を抑制したり、環境の改善に努める。そんな概念で、環境負荷低減型の都市活動を実現していこうということでございました。

集約拠点のイメージは4ページの下のところにかかれていて、富山市の例を引いておりま

すが、いろいろな機能にできるだけ徒歩、自転車でアクセスできるようにということがございます。これをどのように実現をしていくか。先ほど申し上げたように、自動車利用という交通の面がこういった構造をかなりつくってきたということがありますので、逆に、都市構造を再編するとすれば、交通の面でやることが多くあるのではないかと、市街地整備でやることがあるのではないかとということがございます。

5 ページの3 番の(1) 多様な主体及び施策の連携による「総力戦」、先ほど委員長からお話ございましたとおりでございますが、特に公共団体だけではなくて、公民を問わない取り組みで、みんなで目標を共有していくという意味での総力戦。それから、(2) は、それに基づいて、都市交通施策と市街地整備施策を連携していくことが非常に重要だということをご提言として言われました。

その際、(3) にありますように、国としてそういった取り組みを積極的に支援するという事で、具体的には技術的助言でありますとか、公共団体の取り組みなどを評価を踏まえながら、資金的に応援していくようなことが国の支援として必要だということをお願いいたしました。

それでそれ以降、都市交通施策と市街地整備施策に一たん分解をしてご提言をいただいておりますが、まず6 ページでございます。都市交通の面から見ますと、都市交通のいろいろな施策を戦略的に取り組む必要があるということで、自動車への過度な依存から脱却をしていこうということですが、そのときに、2 つ目の段落にありますように、徒歩、自転車、公共交通といったものの組み合わせの移動が、自動車による移動と遜色なく両立していくような交通環境をつくっていくことが大事だということでもあります。

それをどのように推進していくかということが下のイメージ図にありますけれども、公共団体が中心となって、道路管理者、警察、それから、交通事業者、地元のいろいろな立場の方々を糾合して協議会といった形でつくり、そういった中で、将来都市像であるとか、交通のサービスレベルというものを議論し、明確にして、必要になるものをみんなで交通戦略として着実に実施をしていくという取り組みのイメージを打ち出させていただきました。

具体的には7 ページに少しイメージがございますが、1 つの都市圏で見たときに、環状道路の整備によって、環状道路内側の交通負荷を軽減しつつ、強い公共交通軸に沿って、ピンク色にあるような集約拠点があり、郊外から中心市街地に車で直接行くのではなくて、こういった集約拠点にバス路線を再編してアクセスをしたり、パークアンドライド、サイクルアンドライドといったことも組み合わせていくという施策のイメージでございます。

この際、今お話ししましたように、強い公共交通軸というものが重要だということござ

います。(4)にありますように、公共交通はもともと都市に必要な装置であるという認識で、こういった集約型の都市構造の実現には不可欠である。その際に、公共団体が、地域の方々や公共事業者等と協働して、将来の目標を設定して、市場への適切な働きかけをして利用を促進していく、実現していくということでございます。

8ページからは、交通戦略的取り組みについて、3つの例示をしていただきました。1つ目は、8ページの(1)にありますように、先ほどお話ししたのと近い中核都市くらいのイメージでございます。公共交通軸に沿って、市街地を集約していくというイメージです。

2番目のイメージは9ページのところがございますけれども、もう少し小ぶりの都市では必ずしも強い公共交通軸というものが形成できない場合もありますので、そういった場合には、自動車交通の適正化ということを中心に大事にした戦略の展開が必要ではないか。それから、3番目は、中心市街地につきましては、その中での歩行者や自転車といったものを交通手段としては重視をして、にぎわい空間の形成といったようなことをあわせて進めていくという形での戦略的展開というものを例示として挙げていただきました。

こういったようなことをする上で、いろいろな観点で施策展開が必要だということが10ページから言われたものでございます。最初に、道路整備の重点化ということでございますが、ここにいろいろ書かれているように、選択と集中、環状道路の重点化といったようなことなどでございます。その際、下の図にありますように、ミッシングリンクを重点的に整備することとか、場合によっては、例えば公共交通軸に沿ったような道路については、一度、都市計画で決めていても整備はしないという、しないことも含めて、選択と集中をやるべきだというご提言をいただきました。

図の上にとちょっと戻っていただいて、2)で歩行者空間の復権ということで、フリンジ駐車場の整備であるとか、域内への自動車流入抑制策などもあわせて、歩行者空間を形成していく必要性の提言をいただきました。

11ページはそういったことをやる、進める上で、道路空間を空間再配分をして、一度で上がった道路であっても、それをつくり直すことによって、こういった空間整備をもう一度実現していくということをご提言いただいたイメージ図でございます。

12ページに、今回のご提言の中で非常に重要な地位を占めております公共交通の再生については、かなり突っ込んだご議論をいただきました。まず、再生の推進方策については、基本的には独立採算の運営原則なんだけれども、公益性が高い路線については、公的な関与による整備運営を図ることも必要である。公設民営方式という表現で言っておられますけれども、それも重要な選択肢だし、その中で、企業や市民が負担する「市民的経営」

といった取り組みも重要だということでした。

具体的に国、地方公共団体の支援としては、下にイメージ図がございしますが、公共交通の公益というものを公共財、それから、外部不経済、外部経済というふうにとらえていただいて、こういった公益の範囲内で公的に支援することは合理性があるということを出していただいたものでございます。

13ページがそれを、例えば右にありますように、富山で最近進めましたLR Tの整備の数字などを挙げていただいたものでございます。あと、つなぎとしての交通結節点、駐車場、それから、物流交通についてもご提言をいただきました。

それから、14ページから、市街地整備のほうの施策についてのご提言でございます。集約型の都市構造を実現する上で、交通戦略と連携をして、例えば主要な駅周辺等において、居住機能であるとか、いろいろな都市機能を集積した、歩いて暮らせる拠点市街地を形成していく。それから、郊外では、環境改善といったような観点での市街地整備をしていくということが基本的な考え方であるということでございます。

そういったことを進める上での展開すべき主要な施策としては、やはり選択と集中でございしますが、交通のほうは地方公共団体、公的役割というものを強く打ち出していたことと、対比的に、市街地整備では公的取り組みではおのずと限界があるということが1)で言われております。このために、市街地整備に係る公共投資は密集市街地など、公共性、緊急性が高い事業に重点化をして、それから、加えて、初動期支援等の充実等を通じ、民間主体の市街地整備を促進するというのが市街地整備のほうの柱になっております。

あと、拠点的市街地の形成ということが2)にございしますが、街路整備をあわせて、面的に整備をしていくということとか、公園、下水といったような基盤施設、場合によっては住宅、福祉、教育といった施策との連携といったことが打ち出されております。密集市街地については、今後も安全・安心の確保ということで整備を進めるということでございます。

さらに、15ページになりますが、4)集約型の都市構造ということになりまして、郊外の市街地というものが縮退ということになるわけですが、それを賢く縮退をさせていく、スマートシュリンクという概念が打ち出されております。市街地整備手法を通じました敷地の統合、集約化であるとか、空地の適切な管理・活用といったようなことで、環境悪化を防止していくということでございます。

ちょっと飛びまして、あと、6番、エリアマネジメントでございます。地域が主体となって、初動期から終わるまで、また終わった後も一体、一元的にエリアをマネジメントしていくという取り組みでございまして、イメージ図はそこに書かせていただいたとおりでございます。

ます。

こういったものを進める上で、市街地整備手法としてのあり方が16ページの7)に挙げられておりますが、表現としてはやわらかく書かせていただいております。柔らかい区画整理、身の丈にあった再開発といったような、既成概念にとらわれない、市街地整備手法ということでございます。下に書かれてありますように、区画整理は減歩するとか、区域を先に決めるとか、照応の原則とか、再開発の場合には容積を大きくするとか、保留床を売るとかという既成概念があるわけですが、それぞれの場所に応じたあり方を見つけていくという意味で、表現としてやわらかく、また、身の丈に合ったということで打ち出されております。

最後に、こういったご提言をいただきましたが、まだまだ課題があるということで、課題としてのご提言をいただいたのは17ページでございます。一つは、「総力戦」で取り組むということのときに、都市交通施策と市街地整備の施策の連携をもっと強めなければいけないということと、それから、関係省庁が連携していくという取り組みを進めろというご提言を1番目にいただきました。

それから、それぞれ都市交通と市街地整備で4つずつ、課題として、ここに書いてありますようなことをご提言としていただいたものでございます。以上です。

何か補足がありましたら、委員長お願い致します。

○都市交通・市街地整備小委員長　すみません、ちょっと。

○部会長　はい、どうぞ。

○都市交通・市街地整備小委員長　そういうことでまとめましたけれども、今日、B専門委員がいるので、B専門委員は交通政策審議会のほうの公共交通の話もやっていて、我々の議論の中でそこら辺の公共性や何か幾つか問題になったので、ちょっと補足をB専門委員のほうからしていただければと思います。

○B専門委員　それでは、私から、ご指摘がありましたような点を中心に少し補足させていただきます。今回のこの報告は、先ほどお話がありましたように、一つのキーワードは、都市の構造的な転換、コンパクトシティへの転換を総力戦でやることです。

総力戦というとちょっと物騒な感じもしますが、私は2つあると思うんです。一つは手法の面で総力戦だと。それは今申し上げた都市交通をうまく使いながら、都市の計画あるいは都市の政策と、それを一体化するような形、意味での総力戦ということと、それからもう一つは、参加する人の総力戦という面があって、ご説明の中にもありましたけれども、要するにこれは行政とか事業者だけではなくて、例えば民間、市民とか、そういった部分を

含んで、一つの象徴は協議会を活用するという指摘がありましたけれども、その意味での、参加者の総力戦ということだと思います。

それで、公共交通の件でいうと、ここのところ、公共交通のほうでも同じような方向の施策が出されていまして、例えば一昨年でありますけれども、利便増進法というのは、鉄道に関してできた法律があります。これでは、先ほどもちょっと触れられましたように、公益が強いところでは公設民営的なやり方をするというところで、鉄道の路線についてもそうですし、それから、駅のようなターミナル施設についても、公的な負担を増やした中で、それを、公益を実現していくと、こういうふうな法律ができたこと。先ほどの都市装置論の中でも、そういう論点と非常に近い概念が出てきているということです。

もう一つは、公共交通の利用促進法というのが今年できましたけれども、これも特に大都市から過疎地域まで含んだ中で、公共交通をいかに利用促進するかということで、今までのようなリジットな公共交通だけではなくて、非常にフレキシブルなものを入れていくとか、あるいは、先ほどの、参加者という意味でいえば、協議会なんていうのをうまく使いながら、公共交通を利用していく、促進していくということですので、今回のこの小委員会の報告と非常に方向性が一致しているというか、こういうことだと思っています。

そういう中で、コンパクトシティを実現するための公共交通、都市交通のあり方ということで、政策関与とか、あるいは公的負担がどこまでということで、公共性という非常にあいまいな概念を公共交通という文脈の中で考えたらこうではないかということ議論させていただいて、先ほどのまとめの中でも……、何ページでしたですかね。12ページですか。失礼しました。12ページのところにまとめさせていただきましたけれども、これは私自身が両方の政策にかかわらせていただいて、こういう方向で、都市側から見たところと、それから、公共交通のそれに沿って、単体で見た場合との整合点といいますか、ある意味ではそういう形で関与させていただいたものでありまして、そういう意味では、今回の都市の市街化整備ということの中で、公共交通の位置づけ、あるいは政策的観点あるいは根拠、そういったものを論じた点に非常に特色があるんじゃないかというふうに思っております。

その意味では、先ほどの最後の課題のところ、関係省庁が連携してというのがありましたけれども、省庁という、省の中も連携していけばいいのではないかと、このようなことを感じています。以上でございます。

○都市交通・市街地整備小委員長　　どうもすみません。

○部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

何もないようで……、今のB専門委員からご指摘もあったところですが、これはこれでいいと思うんですが、実際にやるときにもうちょっと具体的なものが必要なということがあります。公共交通については、一つは外部性、外部不経済とか、こういうふうに書いていますが、頻度の経済というのが一種の外部経済でありまして、ある程度の頻度がないと、利用者がつかないというところがあって、中途半端なところは、ある程度運営補助をして、料金を下げて、利用者を増やしたほうが良いというふうな議論があるということがあります。

もう一つは、固定費が大きい。公共財的性格というのがありますが、これをどう解釈するかですが、公共交通における公共財的性格というのは、普通の公共財的性格ではなくて、固定費、建設コストが非常にかかる。そういう場合には、事業者の利潤が出なくても、利用者側に便益が発生をしているので補助を出したほうが良いといった議論が、これはもう何十年も前から言われている、非常に教科書的な議論でございますので、こういうものを入れていって、もっと具体的な基準なり、考え方なりを入れておいていただければというふうな感じがいたします。

どうぞ。

○B専門委員　今の点は、最後の課題のところ、公益性をどういうふうにはかっていくのかとか、具体化していくのかというような課題を掲げさせていただきました。その問題に通じる点だというふうに思っ、我々の課題だと。

○部会長　そのほかにございせんか。何も出ないのも寂しゅうございせんが、無理やり議論を延ばす必要はございせんので、とりまとめ、大変ありがとうございました。

それでは、続きまして、公園緑地のほうに入らせていただきます。公園緑地小委員長のほうからご報告をお願いいたします。

○公園緑地小委員長　それでは、ご報告します。資料2でございせんが、やはりクリップの上を外していただきまして、幾つかの資料が関連してありますけれども、まず資料2-1をちょっとおあけいただければと思います。そこに審議の経過が出ております。また、審議の観点がございせん。主に4点でございせん。全部読み上げますとまた重複しますので、ごく簡単に申し上げますと、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標について。また、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策。それから、3番目につきましては、個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための緑だと。4番目はそのストックの問題になっています。

そこで、報告の構成としましては、本文の2-3が本文そのものでございせんが、全体、2章構成をとっておりまして、前半の第1章は、基本的には、従来はここに、1章のタイト

ルにありますように、旧建設省時代から一貫して、公園緑地分野については「緑とオープンスペース」という言い方をしてきておりましたが、今回、その内容自体を検討した結果、平仮名の「みどり」に概念を変えたということでございます。これがやはり一番大きな点であった。当然、概念、その対象とそれに伴う指標についてということで、一連、関係しているということでございます。

2番目のほうにつきましては、今後、重点的に取り組む、推進すべき事項ということでございますが、これについては、従来から、平成14年度の公園緑地小委員会の段階でも既に言われていたこととかなり重なる部分がございますけれども、ややより現時点に合わせて強く打ち出したというのは第2章の中の2番目です。その中に特に、歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」という言い方をかなり強調しているという点が今の時代の要請にあった点ではないかなと思います。

そこで、具体的にということになりますと、文章で少しイメージがつかみにくいと思いますので、参考資料2-2でございます。やや絵柄で出ておりますが、参考資料2-2の構成そのものはこの小委員会報告の本文との対応関係がございまして、そういうことでご理解いただけたと思います。

ごく簡単にご報告するというので申し上げますと、10ページから11ページにかけておあげいただきたいと思います。ここに、先ほど申し上げました、歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の保全と整備と復元ということで、1つの例としましては金沢城公園が出ております。実は金沢城公園は、よく観光パンフレットに出てくる石川門のみが実は明治以降に残っておりまして、あとはすべて、当時の第四高等学校——現在の金沢大学、それから、軍隊が入りまして、ほとんど当時の建物はすべて、明治以降なくなっております。ですが、金沢大学の移転、それから、県庁も移転いたしました。中心市街地を戻すという今の話と逆かもしれませんが、県庁移転の結果として、初めて加賀百万石の城壁そのものが見えるんだとかということで、今、地元で大変熱心に、城址の非常に長期的な視野に立った復元整備を着実に進めようということで、初めて石川門以外に、五十間長屋という、これは緑化フェアのときに金沢大学移転の跡地のところで1棟復元されているんです。今回初めて、やぐらとか、こういうものも復元の検討に入ったということでございます。

これは実は全国各地、同様の傾向がございまして、例えば佐賀につきましては、今、幕末の雄藩だった鍋島家のその時代の屋敷の一部を復元いたしました。これは大変好評でありまして、その中で佐賀が薩長と並ぶ雄藩だった歴史が展示されているんです。実は従来は城址公園の整備というのは、近代的な建物の美術館と博物館、それから、あるいは県庁、市役所

があると、そういうパターンであったわけですがけれども、日本全体でかなり国民的な、また、地元の様相も変わってきたと感じます。それから、従来から引き続き、例えば防災の問題とかを含めて、必要なことはやっていこうというのがこの中身でございました。

詳しく、また、ポイントについては公園緑地課長さんからご報告いただきたいと思いますが、若干補足しますと、平成14年度のときの公園緑地小委員会としましては、当時、法律制度の充実、強化をかなり主眼といたしまして、その結果としまして、景観緑三法の制定ということが行われたというふうに思います。今回につきましては、法律制度ということよりは、むしろ「みどり」の概念をきちんと今回考えようということと、時代の要請に合わせた施策について、新しいものを少し取り入れたということが主眼ではないのかなというふうに私としては考えております。

以上、簡単でございますが、さらにいろいろ補足、また、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○部会長　　よろしく願いいたします。

○事務局　　小委員長からご説明いただいた次第でございまして、あまりもう補足すべき点はそれほどないかと思っておりますけれども。全体の構成という意味では、参考資料2-1という1枚紙がございます。見取り図という意味で、この参考資料2-1を見ていただきたいと思っております。今ご説明を委員長からいただきましたように、Iが新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標ということでありまして、次期の社会資本整備重点計画に向けた観点、こういう方向で重点計画の「みどり」分野をこれからの策定をしていくべきだということでおまとめをいただいております。

下のほうでございますが、IIの「みどり」の整備・保全・管理において、今後重点的取り組みを推進すべき事項ということで、3点のご提言をいただいております。1点目が持続可能な都市を構築するための多様な主体の参加・連携、2つ目でございますが、個性と魅力にあふれた活力ある美しい国土・地域・都市づくりを進めるための歴史的・文化的資源等の活用、3点目としまして、ストックのもたらす効果の相乗的向上というような内容のものでございます。

あと、それでは、参考資料2-2のほうで、少しだけ補足をさせていただきたいと思っております。2-2を1枚お開きいただきますと、まず、Iの重点計画への対応というところがございます。基本的認識としましては、この絵にそれぞれ掲げてございますように、人口減少・少子高齢化への対応、地球温暖化問題等の環境問題への対応、下のほうでは、大規模地震などへの対応。もう一つ、右下では、今、委員長からもご説明いただきましたが、歴史と伝統

ですとか、美しい自然、すぐれた文化、芸術というものを非常に日本の誇りだと思えるような方が傾向としてかなり増えているというようなアンケート調査の結果でございます。

右側の2ページでございます。予算的に見ますと、都市公園の予算も、公共事業全般と同様に、ここに来て急速に大分減少してきているという状況でございます。全国の都市公園の面積と維持管理費の推移が右側でございますが、都市公園面積は用地ストックなどもありまして、今のところ、まだ順調に伸びておりますが、管理費のほうは非常に減ってきているということでありまして、単位面積当たりの管理単価というものはさらに下がってきているというような状況でございます。

その下、今回の重点計画に向けて、特に計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」というものの対象範囲ということを、この図のように、都市生活を営む上で必要不可欠な環境基盤ということでありまして、物理的な、あるいは空間的な緑ということに加えまして、非常に精神的な面も含めた、価値観を包含する言葉として、この「みどり」というものを用いたいというようなことでございます。「みどり」に期待される機能も、それぞれ非常に多様な機能が求められるというようなことでございます。

3ページ、社会資本整備重点計画における「みどり」の対象範囲といたしますものをできるだけ広くとらえて、都市の「みどり」は広義の社会資本であるという認識に立つことが必要だというご提言でございます。

3.でございます。さらに重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域についてということで、具体的にご提言をいただいております。

4.ですが、4ページのほうが、それを受けまして、生活実感を反映した「みどり」の整備・保全・管理に係る指標につきましても、具体的なイメージがわかるようにということで、この図面でございますように、幾つかのご提言をいただいております。既に、都市域における水と緑の公的空間ということで、従来の都市公園等の面積よりも広い範囲で重点計画が1次でも掲げてございましたが、そういう方向をより強化していこうということでございます。

さらに5ページ、6ページでございますが、5ページのほうは安全という観点から、広域避難地の整備状況がどうかというような指標でございます。中段の点線の中にありますように、災害発生の危険性が高い都市におけるD I D区域人口に対して、安全な広域避難地が確保された、避難可能な人口がどれくらいの割合かというような指標でございます。環境の分野では、これは新たなI P C Cのガイドラインに基づいて、今この数字を見直しておりますが、都市緑化の分野でどれくらい温室効果ガスを吸収できるかというような試算、これを数量的なものとして掲げてございます。

6 ページにまいりまして、水と緑のネットワーク率ということで、横浜市の事例でございます。横浜市では水と緑の基本計画において、どれくらい体感度として感じられるかというようなことを、一定距離で水、緑にアクセスできるという観点で市街地の割合を拾い、水と緑にアクセスできる市街地率というものがここで掲げているイメージでございます。

さらには、国営公園は全国で今、16カ所を供用開始してございますが、その総利用者数は昨年度は2,992万人でございました。現行の目標でも、国民の4人に1人という目標を掲げてございますが、ほぼ順調な推移をしているというような状況でございます。

先を急ぎますが、7 ページは「みどり」の整備・保全・管理の目標量ということでございます。目標量につきましても、先ほどのような、1人当たりの水と緑の公的空間量というほかに、面的な、例えば連担した市街地での公的緑地率をおおむね30%以上確保するというような目標について検討すべきだというようなご提言でございます。

8 ページに移りますが、8 ページ以降が、Ⅱ.の今後重点的取り組みを推進すべき事項でございます。これも補足という意味で、簡単に申し上げますと、1.では、多様な「みどり」を多様な主体の参加によりまして、多様なさまざまな手法、そういったものを用いて、実現していこうということをご提言いただいております。

そのために、9 ページから10 ページの上段まで、幾つかの項目について、より具体的な内容につきまして、こういった取り組みをすべきだというようなことをご提言をいただいております。例えば10 ページ最後の(4)でございますが、地方公共団体の都市公園などにおけます拠点、都市緑化植物園なり、環境ふれあい公園ということでやっておりますが、さらにそういうものに国営公園を含む、「みどり」のネットワークの強化というものをやっていこうということでございます。

10 ページの歴史・文化資源の関係につきましては、これからの時代、こういうものを大事にしながら町づくりを進めていくべきだということで、先ほど公園緑地小委員長からご説明いただいたとおりの内容でございます。

12 ページでは、例えば昨年度、「美しい日本の歴史的風土100選」というものを選定していただきました。フォーラムの様子、高階先生のご講演なり、近江八幡の選定事例なりがございます。こういったものを、普及啓発活動をこれからさらに全国で広めていこうというようなこと。(4)では、国として非常に重要なものについても、より力を入れた取り組みが必要であるという内容でございます。

最後は3.ということで、13 ページ、14 ページでございます。ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策と

いうことでございます。まず、(1)では、他分野や他領域との連携をより強化していくというようなことです。その中でも、特に防災公園等となる「みどり」の確保と防災機能の強化が必要である、重点的に取り組むべきであるというのが(2)でございます。(3)、14ページ、最後のページになりますが、さまざまな利用ニーズへの的確な対応・満足度の向上ということでございます。図にございますように、キャッチボールのできる公園づくりというものをモデル事業として進めておりましたり、ペット利用というところで、ドッグランというような専用スペースを国営公園なり、公共団体の都市公園に設けたりというようなこともございます。

そういうやり方ばかりではなくて、利用者間の相互調整、それから、利用者の自主的管理といった観点も含めまして、管理・運営の工夫、方策の充実を図るべきだというふうなことでございます。それから、国営公園につきましても、環境行動の普及啓発拠点といったような新たな展開を図るべきだというご提言をいただいております。

それから、(4)「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動をより推進していきましよう。さらに、だれもが安心して「みどり」を利用できる環境の整備ということで、バリアフリー新法に基づきますバリアフリー化の着実な推進というものもございまして、特に都市公園における遊具その他の事故の発生に対応して、より安全な都市公園の利用というもの、利用環境というものを整備していくべきだというようなこと。それから、公園設備につきましまして、予防的な修繕などを行うことによって長寿命化を図るようなこと、安全確保に係る管理基準や防災機能の確保に係る技術基準等について整備をすべきだという内容でございます。

以上で、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきましてご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

　　C委員、どうぞ。

○C委員　　この報告には数値目標も随分具体的に出ていますし、全く異議はありません。読んでいても、いろいろおもしろい事例も、今ご説明のあったカラーの概要、それにもまとめられていて、非常にわかりやすいと思います。

　　報告自体には全く異議がないんですけれども、これを政策面で実現する、実施する手立てについて、お互いにですけれども努力が必要だと思っておりますので、一言申し上げたいと思います。

　　このテーマについては、快適性を求めるとか、説明にもありましたけれども、それから、

地球温暖化対策とか、都市にとって、もともと不可欠な装置ですので、緑の大切さについてはどなたも異議はないと思います。問題は、もちろん地方の森をきちんと守っていくことも大切なんですが、大都市の公園について、この中で、公的な担保という表現を使っていますが、これについて、より意識して、特に強く意識して、政策的に増やしていくという努力が都市としては必要なんだと思います。海外の古い都市でも、どこでも、いつでも、例えば公園でいえば、セントラルパークにしても、ハイドパークにしても、あるいは日本の明治神宮の森にしても、いずれも一たん市街化した中で、努力して、意識して緑を増やしてきたというのが公園の歴史だと思います。

そういう意味で、今の日本がどれだけ公的な面で努力しているのかという反省が、「じゃあ、おまえは何をしていたんだ？」と言われると、私も自戒を込めて申し上げますけれども、やはり東京なんかでいうと、行政面積に占める公園率が1%台、2%台なんていう自治体があるわけです。これはやはり標準装備からいうと、一般には面積率で20%程度が必要だと言われているわけですが、実際、生活実感としてもそうなんです。

特に近年、行革で財政を絞ってから、この10年以上はほとんど公的に公園用地を買ってきていないと、そういう現実があるわけです。その結果、都市計画決定されて、公園になる予定になっていても、長年放置されていると。放置されているんじゃなくて、事業を営んでいる、住宅が建っているという状態できているわけです。その中でかつて虫食いの買ったところが、そのまま、柵のまま残っているというのが大都市では非常によく見られるわけですが、やはりこの現実を解消していく努力がこの報告にのっとなってなされるということを強く期待をしておきたいと、そう思います。

○部会長　　どうもありがとうございました。

そのほか、何か？　どうぞ。

○都市交通・市街地整備小委員長　私、このレポートは、例えば緑というのを漢字から平仮名にするとかということ、コンセプトを少し広げようというのは非常にいいと思うんです。むしろ我々市街地整備とか都市交通のほうから考えていると今、困るのは、集約型にするんだけど、実は郊外のところはどうかという議論をしていったときに、多分、都市的な土地利用が一番できなくなってくるのは郊外のほうだろうと。そうすると、それがなくなって、民間デベロッパーがやったところは歯抜け的になってしまう。

それをどうするのかという議論をしたんですが、それをまた農地に戻すというのも、考えてみると、農政のほうは全然そういうふうな対応するつもりはない。と、やっぱり何となく緑とかオープンスペースのほうに何かの救いの道を求めたいと、こういうふうになってしまう

うんですけれども、そんな議論をこの小委員会では何か議論したんでしょうかという質問です。

○公園緑地小委員長　じゃあ、答えますか。

○部会長　どちらでも。記憶力のいい方というか。(笑)

○公園緑地小委員長　それで、必要なら私が補足いたしますが、事務局に。

○部会長　じゃ、はい。

○事務局　お手元にお配りしています資料2-3に、各論でかなり細かい、きめ細やかな観点でいろいろとご提言を具体的にいただいております。例えば屋敷林の保全の問題でありますとか、農地についてももっと重視して、市民農園その他に取り組んでいくべきだといった観点のご提言をいただいております。

その内容としましては、例えば寄附による「みどり」の確保とか、あるいは信託制度みたいなものももっと活用できないのかとか、そういったさまざまなやり方によって、できるだけ、現実には相続などによりまして、その際に、それを契機に「みどり」がなくなってしまう屋敷林なり農地なり、そういう現実が片方で最近かなり見られますので、そういう現実に対して、これからもっときめ細かな対策をとっていくべきだといった趣旨の内容が含まれてございます。

○都市交通・市街地整備小委員長　住宅地がバラバラと空き地が出てきてしまうというようなところをどうするかというような手立ては、もうちょっと何かないですか。屋敷林のところは、我々も議論していて一番問題なのは、相続になって物納しようとする、全部更地にしないと、要するに国がとらないわけです。きれいな樹木を全部切らないと物納させてくれないという、あそこを何とかしてほしいというのは大分議論したんです。手立てがないんです。こちらの緑のほうで何かやって、少しプッシュしてくれると、市街地整備のほうから見ると、助かるなと思っています。

○部会長　税務当局が手に入れたものをだれかが、そのまま買う人がいれば、仕組みとしては動くようにはなるかもしれませんが。

○都市交通・市街地整備小委員長　いや、物納できないんです。させない。

○部会長　いやいや、そうじゃなくて、だから、今はそのままだと買う人がいないから、更地のほうが売れるからというのが基本だと思うんです。

○都市交通・市街地整備小委員長　そうですね。

○部会長　いずれにせよ、なかなか遠いことだと思いますが、よろしくご検討お願いいたします。

そのほか、何かございませんでしょうか。まだ時間はたっぷりございますが。

○公園緑地小委員長　　じゃ、ちょっと。

○部会長　　はい、どうぞ。

○公園緑地小委員長　　報告とは別で、実は小委員会では、各委員にもいろいろ思いのたけをしゃべってもらおうということで、かなりしゃべっていただきました。当然ながら、報告の中にそれをストツと反映していない部分はあるわけではありますが、ホームページでも既にかなり公開されております。

それからもう一つは、直接、今の都市交通・市街地整備小委員長からのご指摘に対してということではないんですが、少し、やや新しい幾つかの事例も出てきているように思います。例えば、皆さんご存じかもしれませんが、横浜にドリームランドという遊園地がありました。ダイエー系であります。ただ、破綻をいたしまして、その後、当然ながら、通常ですと、マンション開発というのは考えるんですけども、やはりいろいろ地元で何とかという議論がありまして、今の市長の考えと、また、それに対して、ある程度、かなり国が応援したと思うんですが、横浜市で大変不足している公園的な墓地とかを含めて公園化するとか、これは従来なかったことと思います。実際はやはり土地に対して、土地政策、つまり、公園用地とか、つまり、公有地化する過程での費用負担、それに今の公共団体がなかなか耐え切れない。むしろ国のほうは実は国庫補助をする余裕といたら変なんですけども、ある程度の財源はあるようでございます。ですが、今、一番問題はやはり自主財源の問題がありまして、地方公共団体さんが耐え切れないというところが一つの大きな壁です。

それから、先ほど、実は相続のご指摘については、同じ横浜で、やや特殊ケースですけども、非常にまとまった広大なお屋敷が物納されました。実はもう既に公園化すること自体は公表して実施していますから、言っていると思います。住友本家の邸宅でございます。住友本家ですので、当然ながら、かなりお屋敷を持っていたようですが、神戸にあった本邸は住友不動産によってマンションになった。

実は横浜の本邸が物納された後、やはり建物も含めて、文化財的な価値があるということで、やや異例だと思ってしまうんですが、国として、文化財的な価値があるということで、実は、比較的近年使用されていない、国有財産を無償貸し付けするというので、横浜市において、その広大な敷地を公園化すると。ですから、まだ草ぼうぼうの状況ですから大変なんですけれども、それに対して、国として支援をするということになっております。まだ、これから建物の修復を含めて、大変大きな時間がかかるんですが、やはりそういう実際の敷地と建物…
…。

それから、実はそのそばが、丸ビルを設計した建築家のモーガンという方ですけれども、つい最近、残念ながら不審火で燃えてしまいました。これは民間団体がむしろ頑張りまして、ナショナルトラストという団体が頑張って、買い取ったんです。ですから、やはり管理を含めて、かなり公的な支援がないとなかなか……、せっかく確保した財産が残念ながら燃やされてしまったと。これも地元で復元の要望等があるようではありますが、日本各地のこういう財産をどうするかというのは、やはり公園緑地の枠だけでなかなか難しいんですが、公園緑地の制度を少し頑張ると、ある程度できるところもあるというのが現状だと思います。

直接、この中に取り上げるものではないものですので何ですが、例えば最近ですと、筑豊のかつての炭鉱王の伊藤伝右衛門の邸宅をやはり市が取得しまして、今年初めて公表したら、大変大好評だったそうです。つまり、その奥さんが有名な柳原白蓮なんです。別府にあった邸宅は既に20年前、都市開発されてしまいました。ですから、やはり日本の歴史的な資産をどうするかというのは、国土交通省はかなり頑張っていたきたいなと個人的には思っております。

やはり特に明治以前の文化財そのものだけではなくて、明治以降の特に我が国の史実でいろいろな歴史、空間なり、すべてが大変大事な財産であり、日本人の心となるものが随分あると思いますので、その辺をどうするかは公園緑地小委員会という枠の中で、その中ではなかなか議論し切れない部分があるんじゃないかなという感じがいたします。以上であります。

○部会長 はい、どうもありがとうございました。

そのほか、何かございませんでしょうか。じゃあ。

○D臨時委員 本文のほうの5ページで、社会資本整備重点計画における「みどり」の対象範囲をかなり総合的にとらえようという点については大変結構だと思います。おそらくこれから次の新しい都市計画制度の体系を考える中で、先ほど来出ている議論に通ずるわけですが、都市部はスマートシュリンクと言い出したわけですが、農業サイドは、農振農用地内に対して集約的に投資をしようと言い出したわけですが、すき間がポカッとあいているということです。ここのところをどういうふうに我々としては考えるのか。緑のほうからもぜひ次のご提言をいただけるといいと思いますが、次回、よろしく願いいたします。

○部会長 何か特に今のでございますか。

○公園緑地小委員長 特にありません。少し審議を活発にするということで、これは単純に一委員としての発言ですので、そういう前提でお話をご理解いただきたいんです。例えば首都圏でも、やはり既に郊外の宅地開発を事実上中断なりしている場所も随分あると思います。やはりその土地とか……、これは具体的に言いますと、例えば公団が区画整理をやろう

としてやめた場所が例えば町田市の鶴見川の上流にありまして、実は地元でもともと鶴見川流域の河川に対していろいろ活動している方々が、やはり水源地を保全してほしいということがあります。実際はこれは民地でありまして、制度的には実は公園緑地の政策からいうと、ややそこまで手が伸ばしにくかった場所です。

それとか、例えば埼玉県のほうで有名な、江戸時代からの新田開発でエコロジカルにできている三富新田とか、これなんて、ストレートに公園緑地かというところ、やや言い切れない。国土交通省ですべてできるかとなると、農水省を含めてどうなのかというところでありまして、そこら辺は少し……。

つまり、何を言っているかといいますと、今まで、農地そのものはストレートに、公園緑地行政の施策対象とはしていないというよりは、むしろできない対象だったわけです。つまり、農業という生産の場でありまして、ただ、それはもはやもたなくなっている中でどうするかということがやはり一つの背景にあると思いますので、それは公園小委員会というよりは、都市計画部会の一つの課題なのかなと。

あるいは、今度、首都圏の近郊緑地制度で、実は新規指定が今回、神奈川県の上浦半島のところで、拡大指定が鎌倉、横浜のちょうど両方にまたがる地域でなされますが、実は埼玉、千葉で本来、候補地となるべき緑がおそらく存在していると思いますけれども、なかなか実はそこまで至らないという現実があります。ですから、ここら辺は場合によっては国土計画を含めて、一緒に、やはり首都圏の緑のランドデザインとか、近畿圏のほうも、大都市圏の緑と今の市街地のほうが変わってきたということはどうするか。つまり、そういう観点の土地政策というのになっているんです。そこら辺はやはり課題としてあるのかなという感じが私の個人的には……。

○部会長 はい、そのほか、何かございますか？ どうぞ。

○事務局 すみません。ちょっと補足をさせていただきたいと思います。1カ所、資料に基づいたご説明ですが、資料2-3の15ページをお開きいただければと思います。13、14ページあたりからずっと、多様な「みどり」を保全・整備していくというところにつながっておりまして、15ページの①というものがありますが、その上のあたり、「その際、屋敷林など都市に残された民有の緑地が相続時に消失したり」云々ということで、国公有地が通常の宅地等に転換されてしまうようなそういう問題もあるという観点で、先ほど黒川先生からご指摘がありました、国公有地の処分に当たっての配慮といったような記述が具体的にございます。

それから、農地につきましても、ここには趣旨に入っているということは、13ページの

一番下の行、「民有の屋敷林や農地等の『みどり』の所有者としての個人から……身近な自然環境の保全活動等を行う」団体等々といったようなことをご指摘をいただいております。

少し補足でございますが、国有地の場合、今、公園緑地小委員長からお話がありました、神奈川県横浜市の俣野邸という例は、非常に幸いなことに、財務省から重要文化財に指定されたということで文部科学省のほうに無償で所管替えをされまして、それを文化庁のほうに重要文化財の管理団体ということで横浜市を指定して、横浜市が都市公園にして、それを整備、管理していくというようなことが実現しております。

都市公園といっても、国営公園になりますと、同じように、昭和記念公園のように行政財産として国土交通省に所管替えをして、それを国営公園としてみずから管理しているという例は幾つかあるわけですが、身近な屋敷林のようなものになりますと、それがなかなか難しいということです。

実現性がありますのは、財務省から、普通財産のままで自治体に都市公園用地として無償で貸すと。これはルールがありまして、3分の1の面積は無償でいいけれども、残りは買いなさいとか、そういうようなルールになっています。

物納に関しましては、今、財務省の方針は、更地にしてしまえというのはもうやめていると。完全に全国末端まで行き渡っているかどうかは存じ上げませんが、更地にしていなくて物納を認めないというのはそれはもうなくしていると。ですから、まずは公共団体が公園にしたいということであれば、それも申し出てくれれば利用できるし、ルールの中での一部ではありますが、今のような、無償での貸与というのも部分的に開けているというのが今の実態でございますが、さらに配慮がいただければ、よりありがたいかなというふうに思います。

○部会長　　どうもありがとうございました。

そのほか、何か……。E委員、どうぞ。

○E委員　　屋敷林のお話で、以前から非常に困っているのは、このように再分割されていく中で、緑を残したいのに、持ち主の家族がどうしても切り売りしなければ税金を払えないということになってしまいます。国が、相続したものを売らない限り、税金をかけない、または非常に安する。それが社会貢献として、自分達の地域の緑を残しているんだという認識を国が持ってくれないと、美しい国にならないと思うんです。

もう一つは、セットバックされたりするときに、例えば新しい道を拡張するときに買われると、代替地を与えられて、それで、そのもともとの土地から出ていく。そうすると、道路としてとられていた部分の残った、例えば三角の小さな土地とか、売ろうと思っても、町は買い取ったものの、隣の家がそれを引き受けてくれたりしない限りは、結局、余った土地

になってしまう。

そういった小さな三角の土地とかそういうものを、町が余っているものを買えるような予算づくりとか、または、受けることができるような何か仕組みをしてさし上げることによって、再開発したときに、その用地、土地をもう一回人に交換できるようにストックとして持てるような何か仕組みができたらいいなと思うんです。

例えばうちの葉山町の中でも、今度、20坪ぐらいある家の10坪ぐらいを、道路の拡幅としてとられてしまって、残り10坪では何もできないわけなんです。「この土地はどうするんですか」と聞いたら、「隣の方が買ってくれればいい」というふうに言われた。だけど、隣のおうちは自分が十分土地を持っているわけだから、何もそんなお金を出してまで、この10坪の土地を自分の土地に面しているからと買う必要はないわけです。

立派な緑になる場所でありながらも、何だかそのまま放置されているとか、おそらく日本全国どこへ行っても、こういう余った土地が、美しくなく、そのまま放置され、町のものでもなく、一般の方のものでもなかったりするところのこういうしわ寄せをどうするかということの整理の仕方をきちんと考えてさし上げないと、きれいな町にしようと思ってもできません。

もし地元の方々に、「私たちがここを守っていきます」という団体でも手を挙げてくれるのなら、そういう小さな面積でも、ボランティアでぜひここを耕すなり、お花を植えたりすることによって、どうぞ皆さんの活動に活用してくださいという、そういう仕組みができる受け皿が各自治体の中にもできてくることがとても重要じゃないかなと思います。

先ほどの屋敷林というものの中で一番問題になっていることは、先ほど言われたように、逆に、心のない方が買ってしまって、更地にして、そのまま放置してあったりとか、駐車場にされて、本来、駐車場にかかるお金があるぐらいならば、緑にも少しお金をかけていただき、隣に住んでいる方とか地域の方々も、美しい景観が少しでも自分たちでつくっていけるような状況になるのに、そういうことが規制としてされていないところが残念であると思います。屋敷林というところをもうちょっと何か広げていってけるといいなという感じがいたします。

○部会長　　どうもありがとうございます。

何かございますでしょうか。制度的にそういうことはできないというわけでは、端切れ地を買ってはいけないとかというのは多分ないとは思いますが、自治体として、そういうところを買って、ほかの住民が「税金をむだにしている」と言うんではないかといったことがあるのかなという気はいたします。何か……、はい。

○事務局 屋敷林も非常にさまざまな屋敷林がございまして、非常に立派な樹林の屋敷林で、都市緑地法に幾つかのツールがございしますが、それを特別緑地保全地区というものに指定して、もう永久的にそこを保存していくんだと。これは実際に土地の買い入れに対する補助制度もございします。それから、土地を買わずに、所有者が所有された状態で、市民緑地ということで、公共団体なり、緑地管理機構が、そこを一般の利用者に公開するというような仕組みもございします。

あらゆる緑地、そういう貴重な緑地を公用化するというのはやはり限度がありますので、そういうような形で、あるものは所有者に持っていただいたままの形で活用するとか、あるいは寄附なり、信託制度みたいなものも含めて、そういうものがやりやすいような仕組みをこれからもさらにいろいろ検討していくことが必要なのかなというふうに思っております。

○部会長 はい。小さいことかもしれませんが、ご検討をいただきたい。

○事務局 すみません。もう一つ、道路整備に絡んだ残地の問題の話がありましたので、ちょっとだけお答えしたいと思います。道路整備をしたとき、残った残地はやはりいろいろ問題があるというふうに思っております。幾つかの手法が現在でもあります。一つは残地として買わせていただく。もう一つは、「勝手にお隣と話してください」ではなくて、先ほど、やわらかい区画整理とちょっとお話ししましたような概念で、少し広目の方々にお声をおかけして、敷地を交換したり、統合するという確定手法を使って、そんなようなことも制度としては用意してお話をしております。

ですので、敷地として使う場合、それから、むしろ公共用地として買って、そこを荒れさせるのではなく、むしろポケットパークにしていくという方法、それはやはり地域それぞれの工夫、努力でできるかなと思っております。まだ、そういう意味での我々のPRが足りない部分があるかもしれませんので、これからまたちょっと心がけたいと思います。ありがとうございます。

○部会長 どうもありがとうございます。もうよろしいでございましょうか。

では、もし何もないようでしたら、次の下水道小委員会のご報告に参りたいと思います。本日、下水道小委員長がご都合によりご欠席でございますので、小委員長代理のほうからご報告をお願いいたします。

○下水道小委員長代理 それでは、私からご報告をさせていただきたいと思っております。お手元の資料の3-1で、私が要点を申し上げまして、後ほど、少し詳細にわたる部分は事務局からご報告をさせていただきたいと思っております。

ここに書いてございますように、下水道については、都市・生活インフラの重要なものの

一つであるという認識に立ちまして、これの高度化やまちづくり・地域づくりに対して、下水道の整備・管理のあり方が大事だという認識をまず基本にしております。

これまでの下水道の整備についていいますと、普及率は69%に達しまして、かなりの程度まで上がってきているという認識でございます。イギリスのように98%とか99%になるところに比べますとまだ劣っておりますけれども、これまで整備をしてきて、効果がかなり、ある程度のところまでできてきているということでございます。

普及率がまだまだということのほか、最近気候変動によりまして、集中豪雨が多いとかということによりまして都市内の氾濫とか、そういう問題が結構増えております。さらに、閉鎖性水域の富栄養化、これは経済の発展、都市の発展とともに増大する可能性が高いわけでございますが、こういった問題をさらにまだ抱えているということのほか、既に蓄積されましたストック自体も老朽化いたしまして、その管理についても目を配らなければいけないという状況になっております。そして、将来のことを考えますと、やはり単なる普及率だけではなくて、環境に対して、真っ向から下水道が対策を講じていくべきであるという観点で議論をしようということにしたわけでございます。

この委員会自体は8月2日に設置されました。議題の主たる方向としまして、①から④に書いてありますように、環境と共生した新たな下水道の役割として、安全と環境ということで、環境をどういうふうに下水道として役割を果たしていこうかという点を議論しよう。

2つ目が、先ほど申し上げました、普及率自体ももう一息ということでもありますから、早期に未普及地域の解消をどうやって早く整備していこうかと。3つ目は、下水の実質的な機能向上につきましても、中期的、長期的な目標を具体的に掲げました。数値目標がすべて掲げられているわけではございませんけれども、例えば先ほど申し上げた、雨水排除の関係からいいますと、降水確率は10年ぐらいでどの程度整備しようとか、あるいは合流式を分流式に早く変えていくにはどういうふうな目標を立てようとか、あるいは水質改善の目標、あるいはエネルギー循環の目標、こういったことにつきまして、具体的に議論をいたしていこうと。さらに4つ目には、既にでき上がっている下水道の施設の管理、それから、公共団体にとっては財政負担が増えるわけでございますから、そういった健全経営と、こういったことについて、議論をさせていただきました。

詳細につきましては、たくさん項目がございますので事務局からご説明いたしますが、主として、今申し上げましたように、環境、安全というものにかかなり重点を置こうということと、それから、先ほど都市交通・市街地整備小委員長のご報告の中にもありましたけれども、こういった環境をやっていくには、関係省庁、また省内も含めて、相当しっかりやらないと

できないんじゃないかということで、それにつきましても、方向をしっかりしてほしいということ結論づけております。

審議の経過は、ここに書いてございますように、審議を7回させていただきまして、今日、報告させていただく段取りになったわけでございます。

詳細は事務局からお願いします。

○部会長　　どうぞ。

○事務局　　お手元の参考資料3-1をごらんいただきたいと思います。これが小委員会報告の目次に沿った概要でございます。はじめには省略しましたが、今、A委員のおっしゃっていただいたようなことが第1章初めに記載をしております。それで、第2章、左のほうでございますけれども、この第2章のほうで、基本的な課題認識をさせていただいております。

上のほうに、下水道事業の現状に関する課題ということで、現下の下水道整備上の課題を挙げております。先ほど、69%の普及率だというご紹介がございましたが、下水道以外にも、類似の浄化槽等の施設もございますので、それも含めた汚水処理の施設ということで見ますと、普及率は81%まで進んでございます。ですから、相当の水準まで整備は進捗しておりますが、未整備地区が残っているという格差問題がございます。

また、近年、集中豪雨が頻発してございまして、それに伴って、被害も拡大している。それから、富栄養化をしている閉鎖性水域は依然として改善が進んでいない。その下に、合流式下水道と書いてございますけれども、かつて昭和30年代、40年代ぐらいまでに着手した古い都市におきましては、雨水と汚水を一緒に排除する管きよの体系で整備を進めました。これは事業を急ぐという社会的要請があったわけでありまして、今、評価をいたしますと、一緒に汚水と雨水を流す構造になっていきますので、一定の降雨が降りますと、未処理の汚水と一緒に流出していく、そういうような機能的な弱点もございます。

次に、ストック管理の視点で見た課題ということで、全国的には相当の下水道のストックができ上がっております。統計で見ますと、管きよ総延長は38万キロ、それから、下水処理場につきましては2,000カ所、全国でき上がっております。そういうストックが稼働続けることによる老朽化が当然進行しますから、それについての対応が必要になっております。それから、最近、地震が頻発してございますのが、地震が起こるたびに下水道施設も被災をしております。新たな設計基準に照らして、8割の施設で耐震対策は未了でございます。このような現状を抱えております。

それから、社会状況変化に伴う課題ということで、2つの項目で整理いたしました。一つ

は、人口減少社会に移行をしていくことでございます。これから整備が残っているところ、中小市町村を中心に、その傾向が強くなっていく条件下でどのように整備していくのか。それから、財源問題でございます。国も地方も非常に厳しいし、中小市町村ほど、厳しさが増している。そのような社会的な条件が課題としてございます。

新たな環境問題への貢献ということにつきましては、地球温暖化の抑制に貢献するという課題、それから、都市化が進むことによる、本来自然が持っていた水と物質の循環系の激変、そういうものがあって、結果的には、都市部を中心に快適性が低下していると、このような課題整理をしていただいたわけでございます。

このような課題認識を踏まえまして、第3章において、これからの下水道政策の基本的な考え方を議論していただいております。結論を申し上げますと、下水道政策転換の方向性は、安全・環境の重視と管理・経営の重視でございます。これまでの下水道政策は、どちらかといいますと、生活環境改善を果たす中核的な施設として、全国津々浦々、ナショナルミニマムとして整備をしていくという方向がどうしても強かったわけでございますが、ストックも蓄積されてきた状況の中では、一方で、地球環境変化、それに伴います集中豪雨の激化等もございますので、まず安全面できちんとした役割を再確認し、それを強化していく必要性が高まっている。

それから、将来社会に向けては、循環型社会をつくり上げていって、地球環境問題を含めたような大きな環境問題に貢献をしていくべきであるということで、安全・環境の重視という一つの方向性をいただいております。

それから、管理・経営の重視でございますが、これはストックがこれだけあるということ的前提に、しかも下水道施設の場合は機能が停止いたしますと、他に代替する手段がほとんど見つかりません。したがって、1日たりとも、機能停止があってはならない施設であるということを再認識いたしまして、管理をきちんとやるということは当然であります、老朽化施設をどのように維持・更新していくかという重要な視点が入ってまいります。

下水道の事業につきましては、地方公共団体が経営をしていくという性格のものでございますので、その経営基盤を確立することによって、下水道が持っている機能を将来的に安定させていく必要性もございます。そういう観点から、2つの方向性に提言としていただいております。

このような方向性の議論をしていただいた後に、これからの下水道の役割について、再整理するための議論をいただきました。要点のみご紹介いたしますと、安全・安心な暮らしの実現、良好な環境の創造、それから、快適で活力ある暮らしの実現、そのような分類のもと

で、将来的な下水道の役割を再整理いただきました。そして、新たな役割を担う上での重要な視点、5つのポイントで視点をいただいております。

一つは、多様な主体の参加と協働という視点であります。やはり地域住民であるとか、民間事業者の参画を得るような、広がりを持った下水道事業の展開。次に、地域性重視の視点。これはやはり地域の創意工夫と自主性が尊重されなければ、下水道の経営も運営も非常に難しいということでございます。総合化・重点化の視点につきましては、他省庁が抱える事業との連携強化、あるいはハード、ソフトの一体化を図りつつ、優先度をきちんと把握した上での重点的な投資が必要となるというご指摘でございます。最後に、事業体系等の見直しでございますが、これからの下水道政策の展開にあたって、法制度なり、事業制度なりをきちんと点検した上で、改正すべきところは改正するべしというご提言と理解しております。

そういう第3章の政策の基本的な考え方を踏まえまして、整備目標と講ずべき施策として、第4章で整理をしてございます。整理の仕方は、安全、環境、暮らし、活力、そして、事業の継続性というふうな観点で整理をしてございます。具体的には、浸水被害の軽減から始まりまして、経営基盤の強化まで、10の施策を整理させていただきました。できるだけ中期の整備目標を掲げるつもりで議論をしていただきましたが、施策の性格から、どうしても整備目標の設定がしにくい部分もございますが、できるだけ積極的にご議論いただきまして、小委員会報告として、具体の施策内容を含めた提言をいただいたところでございます。

そして、第5章、最後になります。執行体制の確保と支援の強化。どうしても、技術的水準の維持はしないといけませんし、一方で、行政のスリム化も要請されてございます。その辺のバランスをとりながら、執行体制の確保ということを図るべきであると。それから、新技術の開発・導入の促進でございます。下水道は水処理をするために、複雑で精密な機械なり、電気なりの装置を導入しております。そういうところで、民間企業を中心に、新技術開発が進められておりますので、その成果を積極的に導入すること。それから、国際社会に役立つように、例えば近年問題になってございます地球温暖化の抑制に貢献する技術開発であるとか、途上国に移転すべき技術であるとか、そのようなことを含めまして、国際協力の推進ということでまとめをいただいているものでございます。

別添資料、参考資料3-2をご覧くださいと思います。第4章でご議論いただきました各種施策の代表的なところだけを簡単にポンチ絵的にまとめておりますので、ご紹介させていただきたいと思います。

まず、1ページでございます。ここでは、浸水被害の軽減に係わる主要施策を紹介しております。そもそも下水道本来の目的の一つに都市の雨水の排除がございましたが、なかなか

下水道だけでは対応しにくくなっているという実態がございます。左の上のほうに、近年の1時間当たり50ミリの降水の発生回数の棒グラフがございますが、最近になるほど、その発生回数が徐々に増加してきていることがわかると思います。過去最高を記録しましたのが平成16年でございまして、484回。1時間50ミリといたしますと、おそらく歩けないような状態の大豪雨でございまして、このような集中豪雨が増加しているということは事実とさせていただきます。ですから、行政だけではなくて、住民の方も、それから、民間事業者の方のご協力もいただきまして、内水氾濫に対して被害を最小化する、雨に強い町づくりに向けて、総合的な対応策を展開していくべきだということでございます。

総合的な整備が必要ということで、まずハード整備、ソフト対策、自助というふうに書いてございます。ハード整備は下水道による施設整備でございます。雨水排水管をつくるとか、あるいは貯留浸透施設を都市内に配置するとかなどが考えられます。また、ソフト対策といたしましては、内水ハザードマップ等を公表いたしまして、危険な地域をあらかじめ認識していただく、避難するときの迅速性を高めていただくなどが考えられます。それから、自助と書いてございますのは、これは被災を受けそうな地域の方に自ら対応していただかなければならない部分でございます。例えば地下街の入り口に止水板を設置するとか、家屋の床上浸水の危険性があるようなところにつきましては土のうを設置していただくようなことになろうかと思えます。そのようなハード、ソフト、自助をとりまぜた、総合的な整備の取り組みをやるべしというようなご提言をいただいております。

それから、2ページは、地震対策の推進ということでございます。ご記憶も新しいと思いますが、平成16年には新潟県中越地震が発生しました。それから、この3月には能登半島地震も発生しまして、その両方とも、下水道施設もかなり被災がございました。被災いたしますと、被災地の方は、その瞬間からトイレ使用ができないということで大変なご苦勞をなされる。トイレを使えなければ、お年寄りが水分の補給をまず拒否されて、その結果として、エコノミー症候群みたいな形になってしまう。そういう健康被害に及んでいるという実態もあるようでございます。

耐震化につきましては、平成9年度に、新しく耐震基準を設定しておりますので、それ以後に建設された分についてはほとんど問題はございませんが、それ以前に施工された下水道施設については8割で耐震化は未了でございます。それから、地震が起こりますと、どうしても管きよの接合部とか構造物の基礎等で、液状化現象の影響で被災を生じてしまいますので、そういうところは補強をしていかなければならないと受け止めております。

イメージ図がかいてございますが、例えばすべての施設を短期で補強するというのも、経

済的にかかなりの負担がございますので、例えば消毒施設の耐震化であるとか、管きよにつきましては、鉄道や国道下にあるような重要な管きよの耐震化、あるいは、防災拠点施設まで迎えにいくような管きよの耐震化、こういうふうに重点化しつつ実施をしていくべきだというご提言をいただいております。

減災対策は右側書いてございますが、実際に被害が発生した場合にどのように復旧を短期間でやっていくか、そのような対策でございます。例えば新潟県中越地震の場合には、ビニールシートを仮設の沈殿池のかわりにしたり、それから、このようにマンホールが液状化によって浮き上がってしまって、流下能力が阻害されたような時には、可搬式のポンプを急遽用いて、切り回して排水をする。このような減災対策も事前にきちんと準備をしておくべしというようなご提言もいただいております。

3ページに参ります。ここでは水系リスクの低減ということで、主に合流式下水道の改善についてご説明を申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、合流式下水道では、雨天時に汚水も一緒に出ます。それが長年続いていきますと、排出された油成分が固まってオイルボールとなって漂着してくる。環境に対して悪い影響を与えているわけがございます。

現在、下水道法施行令で、中小都市170都市、それから、大都市21都市につきましては、合流式下水道の緊急改善をやるように定められてございます。これを我々は順次、この範囲内で確実にやっていきたいというふうに考えてございますし、そのための途中の評価というものも実施をしてまいりたいと思います。いろいろ技術開発もされてございますが、例えば、雨水滞水池をつくったり、浸透施設をつくったり、いろいろな方法がございます。これは経済的な手法を採用していただく必要があるということでございます。

4ページにまいります。公共用水域の水質保全ということで、ご提言をいただいております。特に三大閉鎖性水域につきましては水質が改善していない。これは富栄養化という現象が起こっているからでございますが、これにつきましては、下水道のほうで高度処理なりをやっていく必要があるというふうに考えてございます。高度処理を段階的にやっていくような仕組みをつくっていくようなご指摘もいただいております。従来であれば、集中投資でやっていくような発想が強かったわけでございますが、既存の施設の能力を十分に活用しながら、順次、段階的に実施をして、所期の目的を達成する、そういう方法もとっていくべきとの提言であります。

それから、5番目、これは水循環系の構築ということです。簡単に申し上げますと、流域単位の大きな水循環があり、都市の中には都市の水循環がありますが、都市の中の水循環に

関していえば、すべて下水道を通して、雨水なり汚水が流れてきている。それを単に放流をしているということだけではなくて、きちんとした再利用を図っていきましょと、そういう発想の転換を強くやっていくべきだということでもあります。例えば再生水を活用した水辺再生であるとか、地下水涵養のための貯留浸透の促進、こういうこともご提言としていただいております。

それから、6ページでございますが、資源・エネルギー循環の形成といたしまして、下水道で集めた下水を処理いたしますと、スラッジと書いていますけれども、汚泥が発生いたします。これはバイオマスでございます。有機物に由来する燃料源となるものでございます。それから、熱も排出してございます。有用資源も入ってございます。将来的には、これを再資源化していく、そのための支援制度の検討をするべきとの提言をいただいております。

例えば、エネルギー創生の研究を一生懸命やっている民間企業者が積極的に関与できるように、下水道管理者と協働で資源循環利用計画なるものをつくって、民間事業者も主体的に入れるような、これはPFIの変形でもいいんですが、そういうような制度ができないかということのご提言をいただきました。

それから、地域全体を含めた資源化の取り組みでございますけれども、下水として排出されるものに限らず、生ごみとか、その他の浄化槽とか、そこから発生する有機性の廃棄物と一緒に集めて、あわせて、エネルギー再生なり、資源再生をやっていく、そういう広がりを持った展開をするべきだというご提言をいただいております。

7ページに参ります。公衆衛生の向上と生活環境の改善と書いてございますが、要するに未普及地区が残っている、これをどうするかというのが重要な行政課題となっております。ご提言いただいている内容としましては、重点地区とそれ以外に大きく分けて、重点地区はやはり10カ年程度できちんと整備をするべきでしょうというご提言をいただいております。

それから、それ以外の地区につきましては、人口減少等のいろいろな状況の変化が多分あるはずだということで、これまでの汚水処理計画であれば、既存の普及地域をベースに、それを順次拡大していくというような姿であったわけでございますが、まず抜本的な計画の見直しを行って、今後整備すべきところは、いろいろな選択肢を考えまして、もちろん拡大をしていてもいいわけでございます。そのほか分散処理化であるとか、下水道はつくらずに、そこは浄化槽対応でやっていただくような地域、そういうような大胆な整備手法の見直しも行って、効率のよい、あるいは、いろいろな事業が連携できるような、そういう姿をつくり上げていくべきだと、そういうご提言をいただいております。

それから、8ページでございますが、これは下水道の持っているいろいろな資産、施設をさらに有効に活用して、都市再生の一助にならないかというような発想でございます。いろいろな取り組みを先行的に実施してございますが、例えば処理場の上部を公園化するとか、処理水を高度処理して、せせらぎ用水にするとか、それから、ヒートアイランド対策のために道路散水をするとか、これは汐留の例がございます。そのほか、管きよの中に光ファイバーを通して、地域情報化ネットワークをつくるとか、これは岡山県新見市のほうで実施されてございます。いろいろな取り組みをやってございますので、これも積極的に連携を深めて展開をしていったら、魅力ある都市の形成にも寄与できますし、大都市の国際競争力という観点からも貢献できるのではないかなと、そういうご提言をいただきました。

9ページでございます。ストックが増えているということでございましたが、この表の一番下の真ん中の表を見ていただきますと、管きよの年度別の整備延長が書いてございます。赤い点線が累積の延長でございますが、計38万キロ。30年を既に経過しているのが5万キロ、それから、50年が6,000キロ、大体30年以上を経過しますと、だんだん老朽化によって機能が劣ってまいります。

右の表を見ますと、これは東京都の例でございますが、過去つくったやつを今後そのまま改築更新をしようとする、このような投資の山ができてまいります。財政運営上、対応が非常に困難でございますので、この山をならして、赤い線のような平準化を図っていきたい。そのためには、まずストックマネジメントをきちんとやりましょうということでございます。維持管理なり、改築更新の計画をきちんとつくって、それを実施していく。その観点としては、ライフサイクルコストを最小化していくというようなことを積極的にやっていくべきであるというようなご提言をいただいております。

それから、最後でございますけれども、財政基盤の強化ということでございます。自治体が下水道事業を運営していただきますので、いろいろな収入、例えば利用者からいただく下水道使用料、受益者負担金等についてはきちんといただかないといけませんし、適正な価格に設定をしていく必要がございますが、その辺の取り組みはどうしても弱い面がございました。そういうことで、経営計画をきちんとつくって、住民の理解を得て、それを住民にも公表して、事業計画と一緒に経営計画も策定して、それを公表していくシステム、これを新たにつくっていかうということでございます。経営計画の中身といたしましては、使用料収入の問題であるとか、接続の問題であるとか、そういうような改善目標も設定しながら、前向きにそれができるようにシステムをつくっていく、そういうご提言をいただいたところでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、今回の小委員会のご提言として、我々、承ったところでございます。

○部会長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。E委員、どうぞ。

○E委員 分散するような形で見直しをされるということはすごくいいことだと思いますけれども、例えば都市の中で、ガーベジディスポーザーというのがシンクについていると、それがつけてもいいところとつけてはいけないところがあるみたいなんです。逆に、都市の中ではディスポーザーを全部必要とするような状況にするということも大事だと思うんです。下水処理場がきちんと整備されているような大都市ですと、全部そこに集まれば、生ごみが出ていく量が少なくなり、自分のマンションや住んでいる家の中で生ごみを処理して、それが全部1カ所に行くようにすれば、ごみの量も出すものは少なくなると思うんです。どうしても燃えないものとか、燃やさなければいけないような普通のごみはそのまま出すようにする仕組みをもう一回新たに都市の中でつくっていかねばいけないと思います。

例えばちょっと郊外に出たところで、地域によっては、100%下水道にしなければいけないと思っているような地域がいまだにあって、町の予算をそれに使われたりしているところもあると思うんですけれども、ちゃんと使えるような浄化槽のところは、もうちょっとそれを使ってもいいんですということをもっときちんと伝えてあげなければいけないと思います。

あともう一つは、土壌浄化法のやり方で、地域によっては、これからもし日本が自給自足をしなくてはいけなくなってしまうときに、もう少し昔の生活の循環型地域というものをきちんと指定していかないと、やはりせっかく投資したものがむだになってしまうと思うのと、むだな投資というものがそこでできてくると思うんです。

例えば下水道に対しての料金を払うときには、使った水道量に対して下水道料金を払わされるんですが、もし新しい施策をつくることのできるのならば、今、生ごみの機械を町村や市で人が購入した場合には助成金が出る地域があるわけなんです。そうであるならば、雨水升というか、雨水タンクを自分の家につけたときの助成金をつけていただいて、ためている雨水を積極的に使うことによって、下水と水道の関連というか、当たり前、これだけ使っているからこれだけ払いなさいという、そういうところがちょっとおかしいんじゃないかなと思うところがあるので、もっと雨水をきちんと使えるような施策状況づくりをしてくれるといいのではないかと思います。例えば福岡みたいに、福岡メソッドでちゃんと雨を利用した形での都市生活とか、町づくりというのをもっとうたっていかねばいけないのではな

いかなと思います。

下水処理の中の1つの工程の中で、都市の場合は、ほんとうに生ごみというのが自分の家の中からちゃんと処理することができるのならば、メタンガスをもっとつくりやすい状況にもなると思うので、そういうところをもうちょっと考えてもいいんじゃないかなという感じがいたします。

○部会長 はい、何か……、じゃあ。

○部会長 ディスポーザーのご指摘がございましたけれども、ディスポーザーは生ごみを粉砕するという性格上、現状におきましては、例えば合流式下水道で整備したところは、雨天時に粉砕物がまた海や川に流れていくという危険性もありますので、認めるに当たっては非常に慎重になっている自治体も当然ございます。そういうときには、ディスポーザーを設置する者が、悪影響が出ないようなきちんとした対応をするという前提のもとで、いろいろ協議をされているというふうに聞いてございます。

今回のご提言いただいた中身で、今、先生が言われたようなご趣旨も多少入ってございます。実は提言の本文の25ページでございしますが、25ページの一番下段になりますけれども、集約手法としてのディスポーザーの導入に関しては、効率性、ただいま申し上げました環境負荷への影響や地域の合意等の導入条件を明確にして、排水設備としての構造基準等の策定を進めることということで、全国的に展開するには、前提条件としての構造基準等を我々としても研究をして、つくり上げていく必要はあろうかとは思ってございます。

○部会長 はい、雨水のほうは……、何？

○事務局 それから、もう1点、雨水の話だったと思いますけれども、我々も雨水を排除するだけではなくて、雨水も処理水と合わせて、資源としてきちんと考えて、それを有効利用するべきだという発想でこの中にも書き込んでいます。例えば雨水を貯留して、それを例えば散水用水に使えないかとか、洗浄用水に使えないかとか、そういう取り組みを先進地区では一部やっておりますが、それも今後の大きな課題になってくると思っております。できるだけ雨水を単に排除するだけではなくて、資源としての活用という方向での取り組みもご提言の中に入っておりますので、研究をして、実現に向けて検討していきたいと思えます。

○部会長 そのほか何か。F委員、どうぞ。

○F委員 1点だけなんですけれども、私はこの下水道のほうの小委員会に入っておりますが、結構激しい議論があつて、活発だったなというふうに思います。この報告書の中で特に申し上げたいのは、国と地方公共団体の役割というところで、市町村だけではなくて、

都道府県、さらに国家的な見地から見た重要な課題については、国も適切に関与するということを言っておられます。これは私の意見を聞いてくださったというよりは、多分同じ意見だったということで理解しております。分権の話というのがややプリミティブに触れているので、きちんと都道府県とか、それから、国のほうも行うべき役割というのもあるので、憶せずにきちんと制度責任を反映をさせていただきたいというふうに思っています。これはかなりストレートに書いてくださっているので、その点は高く評価できるというふうに思っています。

すみません。それで、関連して、違う小委員会のことでちょっと申し上げていいですか。この点については、都市交通の市街地整備小委員会のほうのご報告というのは、その点がやや少し弱いかなという感じ、印象を持ったんです。市町村を基本にしてやるということはコンパクトシティですといいかもしれませんが、しかし、都市交通としても広域的な配慮というのは当然必要なわけで、その点、少し市町村に振り過ぎているのではないかというのが一点です。

それから、どうも都市交通ということを考えるときに、道路の記述が多いんです。やや不自然な感じがあります。ほんとうはもう少しコンテナ船の話なんかも出てくるんですけども、鉄道とか、同じインフラの中で鉄道の評価というのが相対的に低いなという印象を全体的に感じるということです。鉄道のほうは、この報告にも出てきますけれども、公共性もあるけれども、民的な側面があると。この「民的な側面」というところにちょっと流れ過ぎていまして、本来あるべき鉄道行政というのができていないという、そういうところが多分あって、もう少し行政のほうに積極的に関与していただかないと、全体としてはバランスがとれていない。社会資本の適正な整備という点から言うと、バランスを欠いているなというのが全体的な印象としてございます。以上です。

○部会長 公共都市交通のほうは？

○都市交通・市街地整備小委員長 F委員が、道路のほうを書き過ぎているんじゃないかと言うんですが、都市交通の中では、逆に今まではあまりにも道路に依存し過ぎているから、公共交通を何も経営収支がとれるところだけやるというんじゃないくて、もっと公共団体あるいは公的セクターが出ていけというのを主張に書いたつもりなんです。そういうふうに聞こえなかったです？ 我々の説明がまだ十分じゃないかなと。

○F委員 まだまだそう立ち入ったものでもないですけど。

○都市交通・市街地整備小委員長 先ほど、もう今、いなくなりましたけれどもB専門委員が、今までのいわゆる外部不経済効果だけでやるんじゃないくて、もうちょっと公益性まで

含めて、そこに対しては、国なり、都道府県なりが助成する限度はそこまでもっと入れたほうがいいんじゃないかということを提言したつもりなんです。

○部会長 別の審議会でやっておりますので、人の仕事をあまりとり過ぎて、書き過ぎるといけないということではありますが、別の審議会の報告としては基本的に強い方向を打ち出しているのではないかという気はいたします。

E委員、どうぞ。

○E委員 ごめんなさい。ちょっと一つ言い忘れていたんですけども、3-2の中の9ページのところで、今度、ストックマネジメントのイメージというのがありまして、そこで、2018年には老朽化して、また新しく作り直さなければいけないという話がある中で、やはり国土交通省が今、美しい国づくりとか、また、景観の話や地域の再開発の中で、日本全国行きますと、地域によっては、何でこんなところに下水処理場をつくってしまったのかしらと思うような場所にあるんです。

一つ、いつも目の前にありますのが、逗子にあります鏡摺のところに、下水処理場がちょうど海の一番きれいな美しいところにあるんですけども、30年前にできた建物なんです。おそらくそのころはまだそれほど湘南地域が開発されていなかったような時期で、人もあまりいなかったときにできていた下水処理場なんですけれども、やはり海岸線に行きますと、逗子だけではなくて、ほかのところにも……。あと、信濃川のちょうど川のところでも下水処理場を見たことがあるんです。何でこんなきれいなところに下水処理場をつくらなければいけないのかしらと。

やはり国土計画の中で、老朽化したものを今度新しくするのではなくて、むしろ移転させるということの可能性も含むということの形で、そこをもっと地域のために生かしたいと思うようなところにあった場合には、それを移すということもこのストックマネジメントの中にも組み込むと、もっと景観とか、または地域の一つの観光資源や、もっとその地域にとっていろいろいいものができてくるのではないかと思うので、そういうことも考えていただけるといいのではないかなということを感じます。

○部会長 はい。

○事務局 貴重なご提言というか、ご意見をいただいたと思います。逗子と信濃川の下流というお話、私もこの場で詳しいことはお答えできませんが、普通、下水道の場合は、原則として自然流下で汚水を収集するという性格上、どうしても処理場が下流側に立地してしまうという、そういう必然性といいますか、そういう制約はあります。ありますが、それによって、従来地域の人が愛していた景観なり自然が損なわれるのであれば、それを緩和するよ

うな手当が当然必要でありましょう。また、そもそもそこで立地場所としてほんとうにいいのかというような議論が当時されていたと思うんですが、老朽化したときに、それをその場所でもう一回リプレースするのか、あるいは一回計画をつくり直して、別に最適地を求めるのかという議論がでてくることがあると思います。

一般論ですが、地域の方が皆さん参加していただいて、よく議論をしていただきたいということと、あと、どうしても経済性の問題であるとか、それから、経営の問題であるとか、そういうことも考えないといけませんから、いろいろな要素を考えた上で、行政だけではなくて、地域の方のいろいろな意見を組み込んで、それも選択肢の中に入れつつ、リプレースの問題は議論していくべきだろうと我々は考えてございます。

○部会長 そのほか、何かございますでしょうか。じゃあ、G委員。

○G委員 全体的な話にもかかわると思いますけれども、下水というのは結構、都市の大きさというか、これから都市が集約化されていったりとか、都市の再編というようなことが交通のほうでも言われていますけれども、そういった動きの中で、下水道のこれまでの仕組みを、技術的にはきちんと整理されていると思ったんですけども、計画的な考え方としての、そういう都市の形が変わっていくことに対しての下水システムとしての考え方みたいなことの議論はあったのでしょうか。

○部会長 はい、どうぞ。

○事務局 議論としては多少そういうのもございました。それと、当然、都市の構造が変わっていくということは、これは今後想定されますので、構造が変わっていくときに、市街地が例えば人口減少等によって大きく変貌するということよりも、むしろ今、これから整備しようとしている中小市町村において、より一層の人口減少が多分進むであろうから、その地域でどうするかという議論を盛んにさせていただいたところでございます。

それは先ほどちょっと申し上げましたけれども、一つは多様な整備方式を導入することが重要になります。例えば一回つくったら、全然もう移転もできないような、そういうかたい構造物タイプではなくて、例えば処理場にすれば、ユニット型のものを、工場製作でつくったユニット型のものを容量に応じて並べて、そして、人口等が減少した場合には、それをまた他のほうに転用できる、そのような技術開発も今行っております。そういうローカルルール的な手法を使いながら、人口動態の変化に合わせた施設の能力の調整といいますか、それができるようなことも提言としていただいておりますので、きちんとした計画の中に位置づけてやっていく必要があるものと考えてございます。

○G委員 聞いていて、緑の話も、それから、市街地・交通の話も、下水道も、都市の一

環というふうな部分で考えると、都市の形、あるいは、これから市街地、土地利用が再編されていったりとか、いろいろな議論が行われる中で、やっぱりお互いに非常に関係したところはかなりたくさんあるような気がします。さっき、緑のところでも、郊外のほうはどうなるんだという話がありましたし、下水もそうですよね。郊外の人口減少の中で使えなくなってきた、これをどうするのか。だから、技術的にはそれぞれの分野ごとに非常によく議論されていると思ったんですが、やはりそれが大きく形が変わっていくときに、どういう組み合わせの中でどういう選択をだれがどう主体的にやっていくのかというあたりがちょっと気になったんです。その議論というのはどういうところでされるべきものなんですか。

○部会長　下水道小委員長代理、どうぞ。

○下水道小委員長代理　直接のお答えにはならないかもしれないんですけども、初めのご質問は、県とか市町村とか国がどういう関係でやるのかというご質問と思ったものですから、その点について申し上げたいと思います。例えば水質環境の問題も、都市の内水排除の問題も、下水だけではできないという認識は皆さんあるわけです。例えば東京を例にとりますと、神田川なんていつも氾濫しまして、それは河川行政が前面に立っているわけですけども、下水も当然、都市の中に入ってきますと、下水がかなり水の循環といいますか、上流からの水を利用して処理したあとの水を出していきます。したがって、下水のほうでももっと積極的に仕組みを提案して、意見を集約していくべきじゃないかと、そういう議論がかなりあったんです。

したがって、この報告書では、やや遠慮した表現にしているんですが、委員会としては、後までちゃんと行政がしっかりやるか検証するというふうにしているわけです。どちらかというと、下水はやや内水排除で受け身で、むしろ河川行政のほうがりっかりやられているんですが、例えば閉鎖性水域の水質も環境省が主ですから、下水の場合、主役じゃないというような感じはするんですけども、積極的に各省調整を含めてやっていったらどうですかと。したがって、協議会みたいなものをつくってやるようにしたらいいんじゃないですかと。そこはほんとうは審議会の意見ですから、もっと強く書いてもよかったんですけども、我々も最後でちょっと遠慮したような感じです。

ただ、きちんと、ちゃんと行政のほうでしっかりやられるかどうかというのはチェックしますよと。具体的に言うと、この間委員会で報告された中で、建物と水の関係だったと思いますが、通達を省内で7つか8つの課が共同して出していただいたというペーパーが配られました。それは共同通達ですけども、事務局は下水道部でやられたということもありまして、多少それは評価しました。そういったつもりで、自分のとりでだけを一生懸命やるんじ

ゃなくて、連携するというんですか、あんまりヘジテートしないでやるべきだというのは委員の中でかなり意見が出ておりました。また今後の行く末を見ていただきたいと思います。

○部会長 どうもありがとうございます。基本的に、霞が関が直接、下水をやっているわけではなくて、地域のところでそういう調整、集計をやられるのが多分メインだろうと思いますが、皆さん、そういう問題意識はお持ちのようでございます。

もう時間が来ましたので、何か特にご意見はございますでしょうか。じゃあ、手短にお願いいたします。

○H臨時委員 一言だけ、下水の報告書が私には大変おもしろかったと思います。社会の装置ということで、今日出てきた公共交通にしても、公園にしても、下水にしても、やっぱり共通的なルールというのはあると思うんです。例えば協議会という仕組みが合意形成の仕組みとしてどこでも提案されています。それで、この下水の報告書に出ているように、やはり新しいものをつくるときに、それがどれだけの買い物になるかというような意味での経費を明らかにして、それを示してやっていくというやり方というのはこれはかなり一般的な意味があって、公共交通とか公園とか、ほかのところでももうちょっと正面に出していくべき手法というか、新しい方向性を示しているのかなという、そんな印象を持ちました。

○部会長 いろいろなところでそういうことは、始められておられているようでございます。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、そろそろまとめないといけないので、特に小委員会のご報告について、だめだというご意見はないようでございますので、今回のご報告を部会として了承するというにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

それで、あとは、これからですが、この部会の決議につきましては、分科会長のご了解をいただいて、それで、都市計画・歴史的風土的分科会の決議とさせていただく。その後、社会資本整備審議会の会長のご承認を得て、その後、国土交通大臣に答申と、そういう手続になります。いろいろ事務的にもスケジュール面で調整しなければいけないようでございますので、答申の時期等については、私と事務局でご相談をしてということにさせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、あと、各小委員会につきましては報告をまとめていただきましたので、これで

解散ということにさせていただきたいと思います。大変熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

ということで、今回の審議はこれで終了ということにさせていただきます。

あと、事務局のほうから何かございますか。

○事務局　どうもありがとうございました。最後になりますけれども、私どもの局長の中島からごあいさつをさせていただきます。

○都市・地域整備局長　一言お礼を申し上げたいと思います。それぞれ3つの委員会で大変熱心に、かつ、またそれぞれ大変個性的といえますか、違う雰囲気でご議論いただきまして、参加させていただいた者としてはほんとうに大変楽しいひとときで……。さはさりながら、宿題をいただきました。これを重く受けとめます。

今後の段取りは、答申としては、今、部会長がおっしゃったような段取りで、社会資本整備重点計画という別の計画に集約されるわけでありませけれども、それはそれとして、それぞれの分野ごとの施策の報告をいただいたわけですので、これをもとに、今後、施策の展開を図っていきたいと思います。正々の旗、堂々の陣と申しますけれども、立派な旗をいただきましたので、何とか私のほうで立派な陣立てをして、ひとつ進めますように、制度化していくためにいろいろまだ詰めなければいけない点等ございますけれども、また、ほかのところと相談しなければいけないことがたくさんございますが、一つずつこなして、期待にこたえるようにしたいと思います。

全体としては、いろいろなご議論があったのでちょっとざっと触れますけれども、資料4にもついておりますが、幾つか諮問をいただきました。まず最初に、中心市街地をどうするんだという宿題をこなした。今、お願いしたのは第2番目でございます。インフラをそれぞれパートに分けて議論したらどうなるんだということをいただいて、下水、公園が一段落。そのほかに、次はやろうと思った、歴史物、歴史・文化を生かせというのをやれと。これをちょっと次にやろうかなと。

あと、残るのは安全・安心ということと、もう一つ最後に、それは全部まとめて、人口減少を抑えた都市計画は一体どうなるんだというのが最後に残っている。これはなかなか、多分これが今までの議論を踏まえて、最後の議論と。一步一步、その点は責任を持ってやらせていただきたいと思います。つまらないことを言いますが、全体の見取り図としてはそういうことだと思います。

今回はインフラの部分につきまして、貴重なご提言をいただきましたことを重ねてお礼を申し上げて、ごあいさつと。どうもありがとうございました。

○事務局　以上で、部会を閉会させていただきます。なお、資料ですけれども、机の上に残しておいていただければ、郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

閉　　会